

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第45号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年3月16日 22時10分ごろ
発生場所	香川県土庄町豊島東方沖 土庄町所在の唐櫃港B防波堤西灯台から真方位132°1,650m付近 (概位 北緯34°28.9′ 東経134°06.6′)
事故等調査の経過	平成25年3月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第五大 <sup>だいせん</sup> 千丸、19トン 273-9584香川、有限会社大野海運 B はしけ 大 <sup>だい</sup> 808、約1,000トン なし、有限会社大野海運 C 漁船 第八 <sup>わかしお</sup> 若潮丸、4.97トン KA3-20870（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特定 C 船長C、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B なし C 右舷船首部に亀裂を伴う擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、空船のB船を引いて引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、豊島東方沖を約8ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって南西進中、船長Aが、前方約2,000mにC船の白灯を視認し、C船とは行き会いの状況だと思い、C船の進路を避けるために右転した。 船長Aは、右転して間もなくC船の緑灯を視認し、C船が左転していることに気付いたが、C船がA船引船列の船首方を通過して行くものと思い、右転しながら航行中、平成25年3月16日22時10分ごろ、唐櫃港B防波堤西灯台から真方位132°1,650m付近において、A船の船首部とC船の右舷船首部とが衝突した。 C船は、船長Cが1人で乗り組み、豊島東方沖を約6knの速力で手動操舵によって北東進中、船長Cが、前方約2,000mにA船の白灯2個及び両舷灯を視認した。 船長Cは、土庄町唐櫃漁港に向けて左転しようとした頃、A船引船

	<p>列が右転を開始したことを視認したが、C船がA船引船列の船首方を通過できるものと思い、左転しながら航行中、C船とA船とが衝突した。</p> <p>A船引船列は、船長Aが海上保安部に連絡したのち、香川県坂出市坂出港に入港した。</p> <p>C船は、唐櫃漁港に入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：波 なし</p>
その他の事項	<p>A船は、マスト灯2個、両舷灯、船尾灯及び引船灯を、B船は、両舷灯及び船尾灯をそれぞれ点灯していた。</p> <p>A船は、えい航索を約45m伸出していた。</p> <p>A船は、レーダー及びGPSプロッターを作動させていた。</p> <p>A船は、汽笛を装備していた。</p> <p>C船は、マスト灯、両舷灯及び船尾灯を点灯していた。</p> <p>C船は、レーダーがなく、GPSプロッターを作動させていた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし、C あり</p> <p>A なし、B なし、C、なし</p> <p>A なし、B なし、C、なし</p> <p>A船引船列は、豊島東方沖を南西進中、船長Aが、船首方のC船を避けようとして右転した際、C船が左転していることに気付いたものの、C船がA船引船列の船首方を通過して行くものと思い、右転を続けたことから、A船とC船とが衝突したものと考えられる。</p> <p>C船は、豊島東方沖を北東進中、船長Cが、船首方のA船引船列が右転を開始したことを視認したが、C船がA船引船列の船首方を通過できるものと思い、唐櫃漁港に向けて左転を続けたことから、C船とA船とが衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、豊島東方沖において、A船引船列が南西進中、C船が北東進中、船長Aが、船首方のC船を避けるために右転した際、C船が左転していることに気付いたが、右転を続け、また、船長Cが、船首方のA船引船列が右転を開始したことを視認したが、左転を続けたため、A船とC船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2隻の船舶が行き会う場合には、互いに左舷側を通過することができるよう、2隻共に針路を右に転じること。</li> <li>・ 接近する他船の行動に疑問を感じた場合には、汽笛を吹鳴し、状況に応じ、減速することが望ましい。</li> </ul>